

公 告

平成30年9月9日から、関税法第24条第1項の規定に基づく「外国往来船等と陸地との間の交通場所」については、下記のとおりとするので同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

博多港

(1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所在地	備考
博多港国際ターミナル2階の税関出国検査場から出国審査ブースを通り、コンコースから各船会社のボーディングブリッジ又はオープングートを経て中央ふ頭浮き桟橋、中央ふ頭第4号岸壁から同第6号岸壁に係留する外国往来船に至る通路	福岡市博多区沖浜町3番地184地先、3番地1地先及び3番地95地先	出国する旅客及び乗組員並びに関係船会社の業務に従事する者に限る。
中央ふ頭浮き桟橋、中央ふ頭第4号岸壁から同第6号岸壁に係留する外国往来船から各船会社のボーディングブリッジ又はオープングートを経て博多港国際ターミナル2階のコンコースを経て税関入国旅具検査場に至る通路	"	入国する旅客及び乗組員並びに関係船会社の業務に従事する者に限る。
中央ふ頭浮さん橋、中央ふ頭第4号岸壁から同第6号岸壁の背後地に設置されたソーラスフェンスに設けられたゲート6か所	福岡市博多区沖浜町3番地1、3番地1地先及び3番地95地先	フェンスに囲まれた岸壁に係留する外国往来船と陸地との間を交通する者に限る。
中央ふ頭クルーズセンター内税関出国検査場から同クルーズセンターを通り、中央ふ頭第5号又は同第6号前面岸壁を経て、同岸壁に係留する外国往来船に至る通路	福岡市博多区沖浜町24番25号	出国する旅客及び乗組員並びに関係船会社の業務に従事する者に限る(博多港中央ふ頭第5号岸壁又は同第6号岸壁に外国往来船が係留している期間に限る。)
中央ふ頭第5号岸壁又は同第6号岸壁に係留する外国往来船から前面岸壁を経て中央ふ頭クルーズセンターを通り、同クルーズセンター内の税関入国旅具検査場に至る経路	"	入国する旅客及び乗組員並びに関係船会社の業務に従事する者に限る(博多港中央ふ頭第5号岸壁又は同第6号岸壁に外国往来船が係留している期間に限る。)

中央ふ頭第5号岸壁背後地 (中央ふ頭クルーズセンタ ー南東側及び北東側)に設置 された可動式ゲート2か所	福岡市博多区沖浜町24番 25号	中央ふ頭第5号岸壁又は同 第6号岸壁に係留する外国 往来船と陸地との間を交通 する者に限る
中央ふ頭第9号岸壁前に設 置されたソーラスフェンス に設けられたゲート3か所	福岡市博多区沖浜町3番1 地先及び3番123地先	フェンスに囲まれた岸壁に 係留する外国往来船と陸地 との間を交通する者に限る。
須崎ふ頭第1号岸壁から同 第4号岸壁の間に設置され たソーラスフェンスに設け られたゲート5か所	福岡市中央区那の津4丁目 44番地先	"
須崎ふ頭第5号岸壁に設置 されたソーラスフェンスに 設けられたゲート2か所	福岡市中央区那の津4丁目 43番地先	"
箱崎ふ頭第4号岸壁から同 第5号岸壁の間に設置され たソーラスフェンスに設け られたゲート7か所	福岡市東区箱崎ふ頭1丁目 27番地先及び28番1地 先	"
箱崎ふ頭第6号岸壁前に設 置されたソーラスフェンス に設けられたゲート2か所	福岡市東区箱崎ふ頭1丁目 31番	"
箱崎ふ頭第12号岸壁から 同第13号岸壁の間に設置 されたソーラスフェンスに 設けられたゲート4か所	福岡市東区箱崎ふ頭6丁目 5番32及び5番30	"
箱崎ふ頭第15号岸壁から 同第16号岸壁の間に設置 されたソーラスフェンスに 設けられたゲート7か所	福岡市東区箱崎ふ頭4丁目 31番地先及び32番地先	"
香椎2号岸壁から同3号岸 壁の間に設置されたソーラ スフェンスに設けられたゲ ート4か所	福岡市東区香椎浜ふ頭4丁 目13番1及び13番5	"
香椎4号岸壁から同5号岸 壁の間に設置されたソーラ スフェンスに設けられたゲ ート4か所	福岡市東区香椎浜ふ頭4丁 目14番及び16番	"
香椎6号岸壁に設置され たソーラスフェンスに設け られたゲート2か所	福岡市東区香椎浜ふ頭4丁 目18番	"
香椎8号岸壁から同9号岸 壁の間に設置されたソーラ スフェンスに設けられたゲ ート4か所	福岡市東区香椎浜ふ頭3丁 目17番1	"
アイランドシティ5号岸壁 に設置されたソーラスフェ ンスに設けられたゲート1 か所	福岡市東区みなと香椎1丁 目25番1	"

アイランドシティ 6 号岸壁 から同 7 号岸壁の間に設置 されたソーラスフェンスに 設けられたゲート 2 か所	福岡市東区みなと香椎 1 丁 目 25 番 6 及び 29 番	"
---	------------------------------------	---

(2) 貨物の積卸場所 (船用品、機用品及び携帯品を除く。)

場所の名称	所在地	備考
中央ふ頭浮さん橋	福岡市博多区沖浜町 3 番地 1 地先	
中央ふ頭第 4 号岸壁から同 第 5 号岸壁まで(全長 489 メートル)	福岡市博多区沖浜町 3 番地 1 地先及び 3 番地 95 地先	
中央ふ頭第 8 号岸壁から 9 号岸壁まで(全長 176 メー トル)	福岡市博多区沖浜町 3 番 1 地先及び 3 番 123 地先	
須崎ふ頭第 1 号岸壁から同 第 4 号岸壁まで(全長 683 メートル) 及び同第 5 号岸壁 (全長 130 メートル)	福岡市中央区那の津 4 丁目 44 番地先及び 43 番地先	
箱崎ふ頭第 4 号岸壁から同 第 6 号岸壁まで(全長 555 メートル)	福岡市東区箱崎ふ頭 1 丁目 27 番地先、 28 番 1 地先及 び 31 番	
箱崎ふ頭第 12 号岸壁及び 第 13 号岸壁(全長 534. 56 メートル)	福岡市東区箱崎ふ頭 6 丁目 5 番 32 及び 5 番 30	
箱崎ふ頭第 16 号岸壁	福岡市東区箱崎ふ頭 4 丁目 32 番	
箱崎ふ頭 15 号岸壁(全長 1 85 メートル)	福岡市東区箱崎ふ頭 4 丁目 1004 番 1	
香椎 1 号岸壁、同 2 号岸壁及 び同 3 号岸壁(全長 390 メー トル)	福岡市東区香椎浜ふ頭 4 丁 目 13 番 3 、 13 番 1 及び 1 3 番 5	
香椎 4 号岸壁及び同 5 号岸 壁(全長 300 メートル)	福岡市東区香椎浜ふ頭 4 丁 目 14 番及び 16 番	
香椎 6 号岸壁(全長 190 メー トル)	福岡市東区香椎浜ふ頭 4 丁 目 18 番	
香椎 8 号岸壁及び同 9 号岸 壁(全長 260 メートル)	福岡市東区香椎浜ふ頭 3 丁 目 17 番 1	
アイランドシティ 5 号岸壁 から同 7 号岸壁(全長 870 メートル)	福岡市東区みなと香椎 1 丁 目 25 番 1 、 25 番 6 及び 2 9 番	

(3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
中央ふ頭浮さん橋、中央ふ頭第4号岸壁から同第6号岸壁	福岡市博多区沖浜町3番地1、3番地1地先及び3番地95地先	岸壁に係留する外国往来船に積卸するものに限る
中央ふ頭第8号岸壁から同第9号岸壁まで	福岡市博多区沖浜町3番1地先及び3番123地先	"
須崎ふ頭第1号岸壁から同第4号岸壁まで	福岡市中央区那の津4丁目44番地先	"
須崎ふ頭第5号岸壁	福岡市中央区那の津4丁目43番地先	"
箱崎ふ頭第4号岸壁から同第6号岸壁まで	福岡市東区箱崎ふ頭1丁目27番地先、28番1地先及び31番	"
箱崎ふ頭第12号岸壁及び同第13号岸壁	福岡市東区箱崎ふ頭6丁目5番32及び5番30	"
箱崎ふ頭第15号岸壁及び同第16号岸壁	福岡市東区箱崎ふ頭4丁目31番地先及び32番地先	"
香椎2号岸壁(同2号岸壁から同3号岸壁の間に設置されたソーラスフェンスに囲まれた岸壁85メートル)及び同3号岸壁	福岡市東区香椎浜ふ頭4丁目13番1及び17番1	"
香椎4号岸壁及び同5号岸壁	福岡市東区香椎浜ふ頭4丁目14番及び16番	"
香椎6号岸壁	福岡市東区香椎浜ふ頭4丁目18番	"
香椎8号岸壁及び同9号岸壁	福岡市東区香椎浜ふ頭3丁目17番1	"
アイランドシティ5号岸壁から7号岸壁	福岡市東区みなと香椎1丁目25番1、25番6及び29番	"

平成30年9月7日

博多税関支署長 児玉 竜太郎

